4　署名者
日　本　側　小嵜仁史在ナイジェリア大使館参事官
ナイジェリア側　アブバカル・アティク・バグドゥ予算・経済計画大臣
令和七年五月十三日
外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百八十一号

令和七年四月十日にアブジャで、社会課題に取り組むスタートアップ企業を支援する環境整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　社会課題に取り組むスタートアップ企業を支援する環境整備計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　三十一億四千二百万円
3　贈与の供与期限　令和九年三月三十一日
4　署名者
日　本　側　小嵜仁史在ナイジェリア大使館参事官
ナイジェリア側　アブバカル・アティク・バグドゥ予算・経済計画大臣
令和七年五月十三日
外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百八十二号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3の機関の表の2B群に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第十九条1の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条5の規定に従い、令和七年四月十一日に効力を生じた。

（令和七年四月十六日付け世界貿易機関事務局長確認書）
令和七年五月十三日
外務大臣　岩屋　毅

機関の表
2　B群
2.1　国立研究開発法人建築研究所
2.2　独立行政法人航空大学校
2.3　独立行政法人農林水産消費安全技術センター
2.4　国立研究開発法人森林研究・整備機構
2.5　大学共同利用機関法人
2.6　独立行政法人海技教育機構
2.7　国立研究開発法人水産研究・教育機構
2.8　全国健康保険協会
2.9　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
2.10　独立行政法人造幣局
2.11　独立行政法人労働者健康安全機構
2.12　日本年金機構
2.13　独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
2.14　独立行政法人自動車技術総合機構
2.15　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
2.16　独立行政法人国立公文書館
2.17　国立研究開発法人国立がん研究センター
2.18　国立研究開発法人国立成育医療研究センター
2.19　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
2.20　国立健康危機管理研究機構
2.21　独立行政法人工業所有権情報・研修館
2.22　独立行政法人大学入試センター
2.23　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
2.24　国立研究開発法人国立循環器病研究センター
2.25　独立行政法人国立病院機構
2.26　国立研究開発法人国立環境研究所
2.27　国立研究開発法人物質・材料研究機構
2.28　独立行政法人教職員支援機構
2.29　国立研究開発法人産業技術総合研究所
2.30　国立研究開発法人情報通信研究機構
2.31　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
2.32　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
2.33　独立行政法人国立高等専門学校機構
2.34　独立行政法人製品評価技術基盤機構
2.35　独立行政法人国立文化財機構
2.36　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
2.37　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（注釈3h）
2.38　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
2.39　独立行政法人国立青少年教育振興機構
2.40　独立行政法人家畜改良センター
2.41　独立行政法人国立美術館
2.42　独立行政法人国立科学博物館
2.43　独立行政法人国立印刷局
2.44　国立研究開発法人防災科学技術研究所
2.45　独立行政法人酒類総合研究所
2.46　独立行政法人統計センター
2.47　国立大学法人
2.48　独立行政法人国立女性教育会館
2.49　株式会社日本貿易保険
2.50　国立研究開発法人土木研究所
2.51　独立行政法人経済産業研究所

○外務省告示第百八十三号

令和七年二月二十五日にカトマンズで、ネパールにおけるジャジャルコット地震によって被災した地域の生計の改善及び災害に対する強靭性の向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ジャジャルコット地震によって被災した地域の生計の改善及び災害に対する強靭性の向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億五千万円
3　署名者
日　本　側　前田徹在ネパール大使
国際連合開発計画側　横須賀恭子在ネパール事務所代表
令和七年五月十三日
外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百八十四号

令和七年三月二十七日にスバで、太平洋諸島における気象業務向上及び災害リスク軽減のための地域拠点整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　太平洋諸島における気象業務向上及び災害リスク軽減のための地域拠点整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十七億三千九百万円
3　贈与の供与期限　令和十二年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　道井緑一郎在フィジー大使
フィジー側　ロ・フィリペ・ンガラニンギオ・トゥイサワウ公共事業・気象サービス・運輸大臣
令和七年五月十三日
外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百八十五号

令和七年三月二十二日に東京で、日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定を改正する議定書の署名が行われ、同議定書は、令和七年四月二十二日に効力を生じた。

令和七年五月十三日
外務大臣　岩屋　毅